

射水市告示第300号

令和8年度介護保険料督促状の公示送達について

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、令和8年度介護保険料（第1期、第2期）督促状の送付に代えて公示送達する。

なお、当該書類を射水市福祉保健部介護保険課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月30日

射水市長 夏 野 元 志

記

1 科目別文書

介護保険料督促状(令和8年度第1期、第2期)

2 送達を受けるべき者の氏名

番号	氏 名
1	三国 相吉